

等ありて、站戸をして窮境に陥らしめ、終に所謂逃戸を生し、爲めに驛站の維持をして困難に陥らしむるか如きことあるに至りぬ、されは之を防かんか爲には屢々令して站官を戒むると共に、一方站戸を賑恤し其損害を償ふか如き方法をとりぬ。

僧道、儒士等は當時もなほ租税の負擔を免除せられしものにして、従かつて站戸内にあるものと雖此等は一切其科差を荷なふものにあらさりき、されは時に狡猾なるものは自から之に扮して其責めを逃かれんとするものあり、元典章には沈揚善なるものゝ道士の装ほひをなして站戸の科差を逃かれんとせし實例をのせ、(兵部典章) 且つ僧、道等凡そ出家せんとするものは、必らず其家族に男子多くして一家の租税の負擔に勝え、又その父母を養ふひ得る家庭のものならざる可からすと定めたり。

此の如くにして驛站所要の馬匹以下諸費用は站戸の負擔に歸せしと雖、其總へてを以て之に負はしめたるにはあらず、站戸より徴收すると共に、政府自からも之を辦したること元史食貨志等に詳らかなり、只た其額に於て變遷を生せしはもとより當然のことなるのみ、要するに站戸民力の如何を視て、其負擔を定めたるのみ。

元朝驛傳の制大略上の如し、漠北時代既存の制度を踏襲して、更に秩序を正し、組織を密にしたるにすぎず、唯一箇之を前代に認む可からずして而して極めて重要なものの新らたに設立せられたるあり、元制中に有名なる急遞鋪(至元九年通遠鋪と改名す)なるもの即ち之なり、此法たるや其輕快の速力に於て實に古來未だ存せざる處にして、永く之を明代に傳へて國家至要の具と見らるゝに至りぬ。今少しく之に就いて記述する所あらんとす。

元史兵志に曰く『世祖時、自燕京至開平府、復自開平府至京兆、始驗地理遠近人數多寡、立急遞站鋪、每十里十